

(第一類 第十七號)

衆議院運営委員会議

昭和六十一年五月二十二日(木曜日)

參議院議員遠藤要君。

委員長 綿貫 民輔君

理事	越智	伊平君
理事	中川	
理事	高村	秀直君
理事	渡辺	正彦君
理事	三郎君	
理事	治君	
		理事 愛知 和男君
		理事 古賀 誠君
		理事 広瀬 秀吉君
		理事 平石磨作太郎君

○遠藤參議院議員 ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、提案者の趣旨を御説明申し上げる機会をちょうだいいたしまして、心から感謝申し上げます。

以上が本案の趣旨及びその内容でござります。何とぞ御審議の上、御賛同くださるようお願ひ申させていただきます。

○総質委員長 本案に対し、別に質疑し出もありませんので、直ちに採決いたします。議論の中国会法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○総貢委員長 申し上げます
ました。これにて提案理由の説明は終わり

○綿貫委員長　挙手多數。よって、本案は原案の
本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

松田	九郎君	網岡	雄君
伊藤	忠治君		
沼川	洋一君	横江	
東中	光雄君	金夫君	
		日笠	
		勝之君	

副議長坂田道太君
參議院議院運營委員長勝間田清一君
事務總長遠藤要君

な観点から調査を行うことのできる機関として、参議院に調査会を設ける必要があるとの答申がありました。本案は、この答申に基づくものであります。

御意見を踏まえながら、委員会を代表して、一言申し上げたいと存じます。

まず第一に、本案の趣旨は参議院の調査会に係るものとはいえ、国会法に規定する以上、衆議院

○総貿委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

本日の会議に付した案件
国会法の一部を改正する法律案（参議院提出、
参考第一〇号）

まず第一に、参議院は、国政の基本的事項に關する調査を行ふため、調査会を設けることができる」とし、この調査会は、

ないか。
第二に、専ら一院に關係する事項については、兩院共通事項を規定している国会法に規定するの
はいかがなものであろうか。

○綿貫委員長 次に、ただいま議決いたしました国会法の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

各委員会からの閉会中審査申出の件
閉会中の委員派遣に関する件
本日の本会議の議事に関する件

としております。
なお、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定めることとしております。

第三に、現在の委員会制度から見て、調査会の性格がいま一つ明瞭ではない。例えば、調査会は付託議案は審議しないとしながら、調査会提出の法律案を認めていること。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決定いたしました。

まず、参議院提出の国会法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者から提案理由の説明を聴取いたします。

し、調査会が存続する間、その任にあるものとし、また、調査会会长は、調査会においてその委員がこれを互選することとしております。

内容等について検討する時間的余裕がなかった。
第四に、一部の党から、調査会と国政調査権、特に証人喚問等に問題があるのではないか。

今国会、本委員会に参考のため送付されました
陳情書は一件であります。

第一類第十七号 議院運營委員會議錄第三十一号

昭和六十一年五月二十一日

○総務委員長 次に、各委員会からの閉会申審査の件についてあります。が、懲罰委員会を除く内閣委員会外十六常任委員会及び災害対策特別委員会外七特別委員会から、お手元の印刷物のとおり閉会申審査の申し出が参ります。
第一百四回国会各委員会閉会申審査申出案件
内閣委員会
一、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出第七八号)
二、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
三、プライバシー保護基本法案(井上普方君外九名提出、衆法第三号)
四、電子計算機を利用する個人情報の処理業務の規制に関する法律案(井上普方君外六名提出、衆法第四号)
五、中小企業設置法案(清水勇君外六名提出、衆法第一四号)
六、行政機構並びにその運営に関する件
七、恩給及び法制一般に関する件
八、公務員の制度及び給与に関する件
九、栄典に関する件
地方行政委員会
一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)
二、地方自治に関する件
三、地方財政に関する件
四、警察に関する件
五、消防に関する件
法務委員会
一、外国人登録法の一部を改正する法律案(稱葉誠一君外七名提出、第一回国会衆法第一二号)
二、裁判所の司法行政に関する件
三、法務行政及び検察行政に関する件

四、国内治安及び人権擁護に関する件
外務委員会
一、国際情勢に関する件
大蔵委員会
一、国の会計に関する件
二、税制に関する件
三、関税に関する件
四、金融に関する件
五、証券取引に関する件
六、外国為替に関する件
七、国有財産に関する件
八、専売事業に関する件
九、印刷事業に関する件
一〇、造幣事業に関する件
文教委員会
一、学校教育法の一部を改正する法律案(佐藤謙君外二名提出、第一回国会衆法第三号)
二、学校教育法等の一部を改正する法律案(中西織介君外二名提出、第一回国会衆法第四号)
三、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(中西織介君外二名提出、第一回国会衆法第五号)
四、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(中西織介君外二名提出、第一回国会衆法第五号)
五、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案(藤田高敏君外四名提出、第一回国会衆法第一三号)
六、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案(藤田高敏君外四名提出、第一回国会衆法第一六号)
七、母子保健法の一部を改正する法律案(平石磨作太郎君外四名提出、第一回国会衆法第一六号)
八、児童福祉法の一部を改正する法律案(平石磨作太郎君外四名提出、第一回国会衆法第一六号)
九、雇用保険法の一部を改正する法律案(池端清一君外三名提出、第一回国会衆法第一〇号)
一〇、家内労働法の一部を改正する法律案(池端清一君外四名提出、第一回国会衆法第一七号)
一一、地域福祉保健活動の推進に関する法律案(大橋敏雄君外四名提出、第一回国会衆法第一七号)
一二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、第一回国会衆法第一二号)
一三、厚生関係の基本施策に関する件
一四、労働関係の基本施策に関する件
一五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
一六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

八、文教行政の基本施策に関する件
九、学校教育に関する件
一〇、社会教育に関する件
一一、体育に関する件
一二、学術研究及び宗教に関する件
一三、国際文化交流に関する件
一四、文化財保護に関する件
社会労働委員会
一、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第一回国会衆法第一一号)
二、職業安定法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第一回国会衆法第一二号)
三、老人保健法等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出、第一回国会衆法第一五号)
四、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出、第一回国会衆法第七五号)
五、短時間労働者保護法案(平石磨作太郎君外四名提出、第一回国会衆法第五号)
六、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案(藤田高敏君外四名提出、第一回国会衆法第一三号)
七、母子保健法の一部を改正する法律案(平石磨作太郎君外四名提出、第一回国会衆法第一六号)
八、児童福祉法の一部を改正する法律案(平石磨作太郎君外四名提出、第一回国会衆法第一六号)
九、雇用保険法の一部を改正する法律案(池端清一君外三名提出、第一回国会衆法第一〇号)
一〇、家内労働法の一部を改正する法律案(池端清一君外四名提出、第一回国会衆法第一七号)
一一、地域福祉保健活動の推進に関する法律案(大橋敏雄君外四名提出、第一回国会衆法第一七号)
一二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、第一回国会衆法第一二号)

一、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、第一回国会衆法第一二号)
二、農林水産業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案(津川武一君外一名提出、第一回国会衆法第三九号)
三、飼卵の需給の安定に関する法律案(島田琢郎君外四名提出、第一回国会衆法第三八号)
四、地域林業振興法案(島田琢郎君外七名提出、第一回国会衆法第二〇号)
五、地元農業者への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案(津川武一君外一名提出、第一回国会衆法第一八号)
六、飼卵の需給の安定に関する法律案(島田琢郎君外四名提出、第一回国会衆法第三九号)
七、採卵養鷄業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案(津川武一君外一名提出、第一回国会衆法第三九号)
八、農林水産物に関する件
九、農林水産業団体に関する件
一〇、農林水産業の振興に関する件
一一、農林水産金融に関する件
一二、農林漁業災害補償制度に関する件
商工委員会
一、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、第一回国会衆法第一二号)
二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、第一回国会衆法第一二号)
三、労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外四名提出、衆法第一八号)
四、文教行政の基本施策に関する件
五、学校教育に関する件
六、社会教育に関する件
七、文化財保護に関する件
八、文教行政の基本施策に関する件
九、学校教育に関する件
一〇、社会教育に関する件
一一、体育に関する件
一二、学術研究及び宗教に関する件
一三、国際文化交流に関する件
一四、文化財保護に関する件
農林水産委員会
一、農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案(安井吉典君外七名提出、第一回国会衆法第二二号)
二、総合食糧管理法案(安井吉典君外七名提出、第一回国会衆法第二九号)
三、農民組合法案(安井吉典君外七名提出、第一回国会衆法第三〇号)
四、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案(宮崎茂一君外一名提出、第一回国会衆法第一八号)
五、地元農業振興法案(島田琢郎君外七名提出、第一回国会衆法第二〇号)
六、飼卵の需給の安定に関する法律案(島田琢郎君外四名提出、第一回国会衆法第三九号)
七、採卵養鷄業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案(津川武一君外一名提出、第一回国会衆法第三九号)
八、農林水産業団体に関する件
九、農林水産物に関する件
一〇、農林水産業の振興に関する件
一一、農林水産金融に関する件
一二、農林漁業災害補償制度に関する件

三、武器等の輸出の禁止等に関する法律案

(後藤茂君外九名提出)

第一回国会衆法

第三号)

四、訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、第一回国会衆法第二六号)

五、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(小沢和秋君外一名提出、第一回国会衆法第三一号)

六、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(小沢和秋君外一名提出、第一回国会衆法第三二号)

七、大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律案(小沢和秋君外一名提出、第一回国会衆法第三三号)

八、大規模小売店舗等調整法案(上坂昇君外八名提出、第一回国会衆法第三二号)

九、通商産業の基本施策に関する件

一〇、中小企業に関する件

一一、資源エネルギーに関する件

一二、特許及び工業技術に関する件

一三、経済の計画及び総合調整に関する件

一四、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

一五、鉱業と一般公益との調整等に関する件

一六、運輸委員会

一、日本国有鉄道改革法案(内閣提出第五三号)

二、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案(内閣提出第五四号)

三、新幹線鉄道保有機構法案(内閣提出第五五号)

四、日本国有鉄道改組事業団法案(内閣提出第五六号)

五、日本国有鉄道改組事業団の再就職の促進に関する特別措置法案(内閣提出第五七号)

六、鉄道事業法案(内閣提出第六九号)

七、日本国有鉄道改革法等施行法案(内閣提出第七〇号)

八、船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

九、地域交通整備法案(小林恒人君外六名提出、第一回国会衆法第二五号)

一〇、交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案(吉原米治君外六名提出、第一回国会衆法第二五号)

一一、都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案(左近正男君外九名提出、第一回国会衆法第一九号)

一二、日本鉄道株式会社法案(鳴崎謙君外八名提出、第一回国会衆法第一五号)

一三、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案(鳴崎謙君外八名提出、衆院第一七号)

一四、日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対策特別措置法案(鳴崎謙君外八名提出、衆院第一七号)

一五、陸運に関する件

一六、海運に関する件

一七、航空に関する件

一八、日本国有鉄道の経営に関する件

一九、港湾に関する件

二〇、海上保安に関する件

二一、観光に関する件

二二、気象に関する件

二三、通信委員会

一、通信行政に関する件

二、郵政事業に関する件

三、郵政監察に関する件

四、電気通信に関する件

五、電波監理及び放送に関する件

建設委員会

一、住宅基本法案(新井彬之君外二名提出、第一回国会衆法第二四号)

二、住宅保障法案(井上泉君外五名提出、衆院第一九号)

三、建設行政の基本施策に関する件

四、都市計画に関する件

五、河川に関する件

六、道路に関する件

七、住宅に関する件

八、建築に関する件

九、国土行政の基本施策に関する件

一〇、原子力の開発利用とその安全確保に関する件

一一、宇宙開発に関する件

一二、海洋開発に関する件

一三、生命科学に関する件

一四、新エネルギーの研究開発に関する件

一五、水俣病問題総合調査法案(馬場昇君外二名提出、第一回国会衆法第一九号)

一六、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(岩垂寿喜男君外二名提出、第一回国会衆法第一九号)

一七、環境汚染及び道路損耗を防止するためのスパイクタイヤの使用の禁止等に関する法律案(戸田菊雄君外五名提出、衆院第二三号)

一八、快適環境の創造に関する件

一九、環境保全の基本施策に関する件

二〇、公害の防止に関する件

二一、自然環境の保護及び整備に関する件

二二、快適環境の創造に関する件

二三、公害健康被害救濟に関する件

二四、公害紛争の処理に関する件

二五、予算の実施状況に関する件

二六、公害健康被害救濟に関する件

二七、昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算

二八、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算

二九、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

二、昭和五十八年度国有財産増減及び現在額

三、昭和五十八年度国有財産無償貸付状況

四、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算

五、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

六、昭和五十九年度政府関係機関決算書

七、昭和五十九年度一般会計予算

八、昭和五十九年度特別会計予算

九、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

十、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

十一、昭和五十九年度特別会計予算

十二、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

十三、昭和五十九年度特別会計予算

十四、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

十五、昭和五十九年度特別会計予算

十六、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

十七、昭和五十九年度特別会計予算

十八、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

十九、昭和五十九年度特別会計予算

二十、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

二十一、昭和五十九年度特別会計予算

二十二、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

二十三、昭和五十九年度特別会計予算

二十四、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

二十五、昭和五十九年度特別会計予算

二十六、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

二十七、昭和五十九年度特別会計予算

二十八、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

二十九、昭和五十九年度特別会計予算

三十、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

三十一、昭和五十九年度特別会計予算

三十二、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

三十三、昭和五十九年度特別会計予算

三十四、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

三十五、昭和五十九年度特別会計予算

三十六、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書

一、国が資本金を出資している法人の会計に関する件

二、國又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

さよう決定いたしました。

三、(農林水産委員会)

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する

特別措置法案(第百二回国会、宮崎茂一君外一名提出)

反対 社、公、共、社民連

○綿貫委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○弥富事務総長 まず最初に、動議によりまして、ただいまお決議をいただきました国会法の一部改正案を緊急上程いたします。綿貫委員長から報告がありまして、共産党が反対でございます。

次に、請願日程でございますが、本日の日程に掲載しております五百六十五の請願を一括議題といたしまして、いずれも全会一致でございま

す。

それが済みましたところで、閉会中審査の件の

議決に入りますが、閉会中審査の採決順序は、お手元にございますように六回に相なりますので、

よろしくお願ひを申し上げたいと存じます。

最後に、議長から、会期終了のごあいさつがございまして、そこで本会議は一応休憩ということになつております。

本日の議事は、以上でございます。

五、(内閣委員会)

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出)

(運輸委員会)

日本国有鉄道改革法案(内閣提出)

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案(内閣提出)

新幹線鉄道保有機構法案(内閣提出)

日本国有鉄道清算事業団法案(内閣提出)

日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案(内閣提出)

日本国有鉄道改革法等施行法案(内閣提出)

船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本鉄道株式会社法案(鳴崎謙君外八名提出)

日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案(鳴崎謙君外八名提出)

措置法案(鳴崎謙君外八名提出)

各委員会の申出にかかる閉会中審査の件の採決順序

一、(社会労働委員会)

老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出)

反対 社、公、民、共、社民連

一、(内閣委員会)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(社会労働委員会)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(第百三回国会、内閣提出)

職業安定法等の一部を改正する法律案(第百三回国会、内閣提出)

一時五十分予鈴、午後二時から開会いたします。

○綿貫委員長 次に、閉会中の委員派遣に関する

○綿貫委員長 右各件は、本日の本会議において閉会中審査の議決をするに御異議ありませんか。

さよう決定いたしました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、

任願つておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

○綿貫委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

さよう決定いたしました。

○綿貫委員長 次に、閉会中の委員派遣に関する

○綿貫委員長 右各件は、本日の本会議において閉会中審査の議決をするに御異議ありませんか。

さよう決定いたしました。

○綿貫委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

さよう決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時八分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかつた」

前項において準用する第五十条の二第一項の規定により調査会が提出する法律案については、第五十七条の三の規定を準用する。

附 則

1 この法律は、第一百五回国会の召集の日から施行する。

国会法の一部を改正する法律案

国会法の一部を改正する法律

国会法(昭和二十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 参議院の調査会

第五十四条の二 参議院は、国政の基本的事項に關し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができる。

調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続する。

調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定める。

第五十四条の三 調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとする。

調査会の委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

調査会長は、調査会においてその委員がこれを互選する。

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十一条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第七十条から第七十三条まで、第一百四条、第一百二十条、第一百二十一条第二項並びに第一百二十四条の規定を適用する。

3 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「委員会」の下に「又は参議院の調査会」を加える。

理 由

参議院に、国政の基本的事項に關し長期的かつ総合的な調査を行う調査会を設けることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十一年五月二十六日印刷

昭和六十一年五月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C